

平成30年度税制改正大綱による改正で、法人課税分野では「所得拡大税制」の拡充と延長が発表されました。その中の中小企業における所得拡大税制の部分についてお伝えします。

中小企業における所得拡大促進税制

平均給与等支給額が前期平均給与支給額等と比較して1.5%以上増加している場合、**当期法人税額の20%を控除の上限**（所得税も同様）とし、給与支給増加額の**15%の税額控除**が出来るという制度です。

対象者：青色申告書を提出する中小企業者（資本金1億円以下）

※設立初年度は対象外。

対象期間：平成30年4月1日～平成33年3月31日の間に開始される事業年度

（例えば、決算期が6月であれば平成30年7月開始の事業年度）

平均値算出：前期首月から当期末月までの期間に給与支給を受けていた従業員を対象として算出する。

控除額：給与支給増加額の15%（当期法人税額の20%を上限とする）。

今回の改正により、増加割合について平成24年度を基準期間として算出するといった要件がなくなり、計算方法が緩和されています。また、対象期間が平成33年3月31日までと延長されていることもあり、利用しやすくなっています。

また、現在と改正後の注意点ですが、対象者について現在の制度では設立初年度も適用対象となっていたものが、改正後については対象外となっており、大きく異なるためご注意ください。

更に、この制度の適用条件に該当した場合、一定の要件を満たすときは**25%の税額控除**が出来るといった、上乗せ要件もあります。

上乗せ要件

- 平均給与等支給額が前期平均給与支給額等と比較して**2.5%以上**であること。
- 下記いずれかの要件を満たすこと。

①教育訓練費が前期比**10%以上**増加している事

②事業年度終了の日までに中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受け、それに従い経営力向上が確実に行われたものとして証明されたこと。